

基地に関する資料

各務原市と

岐阜基地

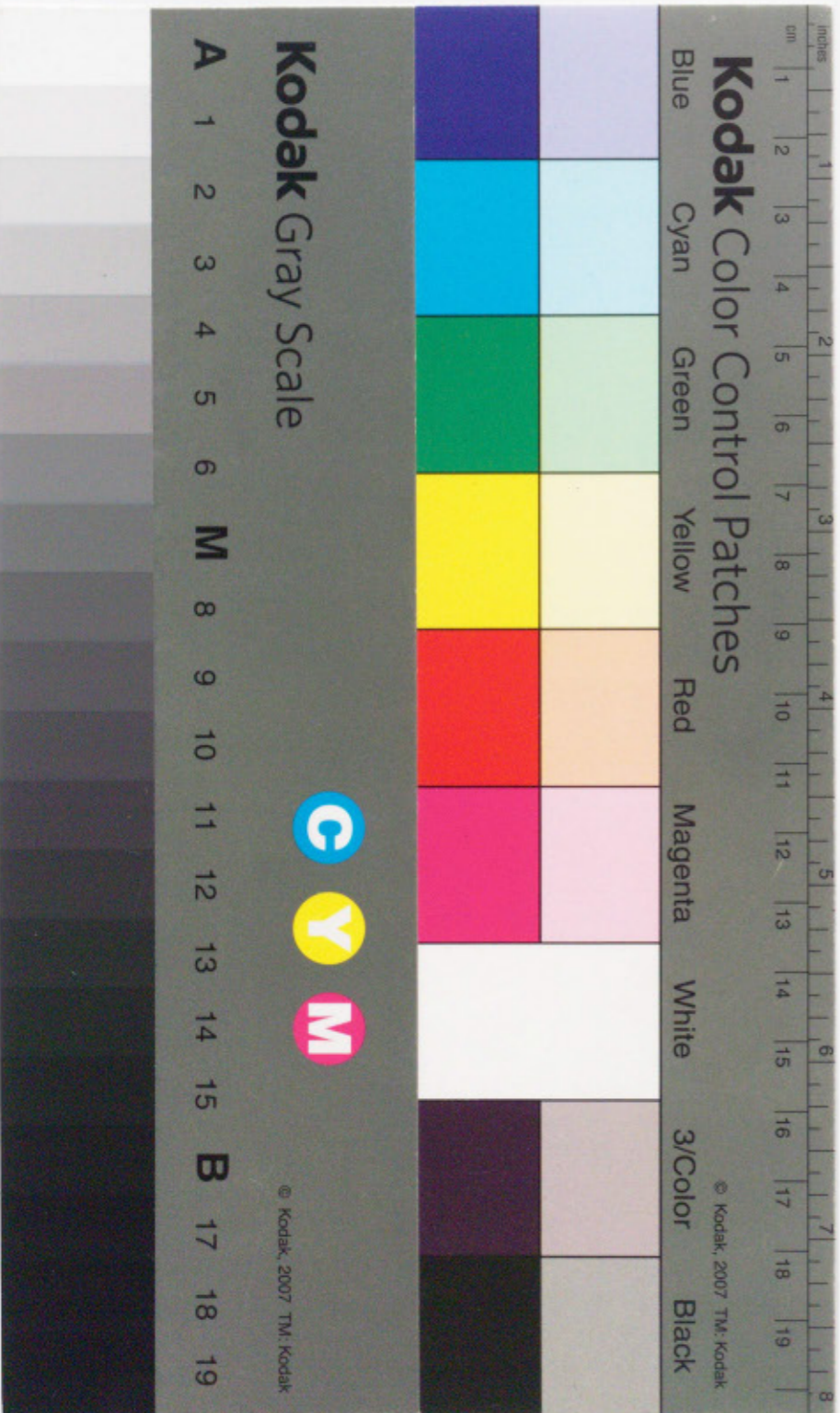
平成10年1月

岐阜県各務原市

各務原市図書館

112126305

95



はじめに



岐阜基地は明治維新後、鎮台兵の大砲射撃場として登場して以来戦前の陸軍各務原飛行場、終戦後の米軍進駐接收、自衛隊の岐阜基地へとその間幾度かの変遷を経て今日に至っております。

市の中央部に位置するこの基地周辺は、近年市街化の進展が著しく、都市基盤整備の制約、航空機騒音による市民生活の阻害等、基地所在市町村としての本市が抱えている諸問題は、市政にとって大きな負担となっており、基地対策行政に対する市民の関心も年々大きくなってきています。基地の存在およびそこから発生する諸問題は市民にとって極めて重要な問題となっています。

わが国防衛の基盤である基地が所在することによって基地周辺住民が被る被害及び障害等については、国民全体の負担とすべきで、基地周辺住民の犠牲のうえに成り立ってはならないという原則を踏まえ、騒音対策、基地内の危険物の管理、飛行の事故防止はもとより、防衛施設周辺整備事業のより一層の推進を図る必要があると考えます。

最後に、この小誌によって、基地に関連する市政の概況を理解していただく一助となれば幸いです。

平成10年1月

各務原市長 森 真

目 次

I 各務原市の概要	1
II 岐阜基地の概要	
1 基地の生い立ち	4
2 飛行場の規模等	4
3 所属部隊の任務	5
4 基地に常駐する主な機種	7
5 航空自衛隊主要配置図	10
III 基地と住民生活	
1 住民との交流等	11
2 施設の開放	12
3 災害時の応援	12
4 騒音問題	16
5 建物等の高さ制限	21
6 基地に起因する事故等	25
7 基地にかかる諸問題	28
8 岐阜基地及び名古屋防衛施設支局に関する申入れ等	32
IV 基地周辺整備事業等	
1 周辺整備事業のあらまし	36
2 障害防止工事の助成(法第3条)	37
3 民生安定施設の助成(法第8条)	45
4 特定防衛施設周辺整備調整交付金(法第9条)	51
5 住宅防音工事の助成(法第4条)	56
6 移転の補償等(法第5条)	61
7 農耕損失の補償(法第13条)	65
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金(基地交付金)	67
9 基地に関連する交付金等の推移	69
10 テレビ受信料の減免等	71
V 基地対策を推進する組織	72
VI 国等の基地関係機関	78
I 基地関係法令	81

I 各務原市の概要

1. おいたち

各務原市は、濃尾平野の北部にあり、南には、木曾川が愛知県との県境となつて東西に流れ、犬山市・江南市と隣接している。

また、南から西部にかけては、羽島郡川島町・笠松町・岐南町、西北部は岐阜市、北部及び東部は標高200m～300mの山地を境にして関市・加茂郡坂祝町に隣接している。

南部を流れる木曾川は、昔から幾多の洪水に見舞われその度に人々の生活を悩まし、また史書によれば、古くから戦の要衝の地として利用され、天下の興亡に重要な役割を果たしてきた。

南北朝対立時代には、北朝にあった土岐氏が守護になり、戦国時代末期には斎藤道三がこれにかわつたが30年足らずで織田信長の支配下となり、徳川時代に入ると幕府、名古屋藩、旗本などに支配された。

明治初年には44か村、総石高約17,850余石であったが、明治4年の廃藩置県により、行政区画は名古屋県と笠松県に二分され、明治30年県制の施行によって岐阜県(稲葉郡)に編入された。稲葉郡は、1町28か村で発足したが、岐阜市の発展に伴い次々と岐阜市に吸収合併されていった。そして昭和15年那加町、昭和18年蘇原町・鶴沼町、昭和30年稲羽町の順で町制を施き、昭和30年最後まで残っていた各務村を鶴沼町が合併した後、4町が合併して昭和38年4月1日、県下13番目の市として「各務原市」が誕生した。

その後、とくに昭和40年代に入ってから、市の東部及び北部の丘陵地を利用した大規模団地の開発により、人口は急激に増加を続け、岐阜市、大垣市に次ぐ岐阜県下三番目の人口規模を持ち、航空機産業を中心とする内陸工業都市として躍進を続けている。

現在、各務原市では、「第3次総合計画」に基づいた将来都市像の実現に向け、快適環境整備・都市核整備・新産業整備構想のもとに「心と技術を支える文化と快適環境都市」を形成するまちづくり



市章のいわれ

昭和38年4月1日各務原市発足の日に制定。
各務原市の「各」の字を図案化したもので、那加町・稲羽町・鶴沼町・蘇原町の旧4町は、四つの菱形の如くしっかりとつなぎあつて各務原市を構成し、おのおの緊密なる協力のもとに市の発展・栄光への道を象徴したものである。

を推進している。

そのなかでも、アミューズメント施設「かかみがはら航空宇宙博物館」が平成8年3月に開館し、1年間で52万人余りの入場者があり、航空宇宙文化都市としてのシンボルとなっている。



かかみがはら航空宇宙博物館



2. 位置・面積・人口等の推移



3. 総人口と世帯数の推移 (国勢調査. 9年度は4月1日)

区分	総人口	前回対比	世帯数
昭和38年	59,210人	—	12,673世帯
40	65,712人	11.0%	14,990世帯
45	78,109人	18.9%	19,459世帯
50	94,192人	20.6%	24,884世帯
55	114,752人	21.8%	31,978世帯
60	124,464人	8.5%	35,096世帯
平成2年	129,680人	4.2%	38,276世帯
7	131,955人	1.8%	40,952世帯
9	134,184人	1.7%	41,649世帯

II 岐阜基地の概要

1 基地の生い立ち

明治維新後、各務原の台地に鎮台兵の大砲射撃場が設置され、明治12年陸軍砲兵演習場となる。

明治22年に拡張されたものの、大砲の威力の増加と共に住民に危険がおよぶに至り、大正10年演習場は廃止されることとなった。

大正6年には陸軍各務原飛行場となり、日本で二番目の飛行場として整備され、翌年陸軍飛行第二大隊が所沢から移駐してきた。さらには、大正9年航空第一大隊が那加村に移駐されるに及び、各務原飛行場は陸軍航空の拠点として重要度を高めた。

昭和に入ってから、陸軍航空廠、陸軍航空整備学校、第一航空教育隊、陸軍飛行学校が逐次設置された。

昭和20年終戦とともに、この各務原飛行場も閉鎖、同年進駐した連合軍(米軍)に接收され、昭和33年全面返還されるまで「キャンプ岐阜」として続いた。

昭和31年11月から航空自衛隊との共同使用が開始、航空自衛隊臨時岐阜補給隊が設置され、航空自衛隊岐阜基地として発足した。その後実験航空隊、岐阜警務分遣隊、技術研究本部岐阜試験場等、着々と現在の岐阜基地の基盤が作られた。

2 飛行場の規模等

防衛庁告示 昭和35年12月10日第333・334・335号
昭和42年1月6日第6号

岐阜基地の中核となる飛行場の規模等は、つぎのとおりである。

A 飛行場の名称、位置等 (航空法第40条)

(1) 名称 岐阜飛行場

(2) 位置、面積および所在地

標点位置 北緯 35° 23' 28"

東経 136° 52' 21"

面積 3,974,056 m²

所在地 岐阜県各務原市那加官有無番地

(3) 種類および等級

種類 陸上飛行場 等級 A4級

(4) 使用開始期日 昭和36年12月1日

(5) 設備の概要

① 滑走路 長さ 2,700 m 幅 45 m

舗装の種類 コンクリート舗装

② 誘導路 延長 約2,260 m 幅 23 m

舗装の種類 コンクリート舗装

③ エプロン 面積 約33,300 m²

舗装の種類 コンクリート舗装

3 所在部隊の任務

◆航空自衛隊岐阜基地◆ 隊員総数 約2,500人

(1) 第2補給処

航空機部品の調達・保管・補給及び整備、これらの調査研究。

基地業務(給食・消防・厚生等)

隊員数 約1,200人

(2) 飛行開発実験団

航空機装備品の試験評価各種の技術的試験及び領収飛行の実施
試験飛行操縦士の養成。

隊員数 約600人

(3) 第4高射群

有事において、わが国に侵攻する航空機を対空ミサイル“ペトリ
オット”によって撃破すること。

隊員数 約300人

(4) 自衛隊岐阜病院

隊員及びその家族の診療、診療に従事する隊員の専門技術に関する
教育、医療、衛生に関する調査研究。

隊員数 約200人

(5) 岐阜管制隊

飛行場管制及び飛行場周辺在空機の統制。

(6) 岐阜気象隊

気象観測、気象予報及び気象通信の実施

◆航空自衛隊以外の所属部隊等◆

(7) 岐阜地方警務隊

自衛隊部内の秩序維持(司法警察、保安)に専従。

(8) 岐阜地方連絡部中部地区隊

隊員募集及び広報業務等の実施。

(9) 防衛庁技術研究本部岐阜試験場

航空機装備品等の技術的調査研究、考案、設計、試作、試験、科学的調査研究を行う。

(10) 調達実施本部岐阜調達管理事務所

川崎重工(株)岐阜工場等における航空機等の製造修理に係る監督、検査、原価監督等の実施。

(11) 陸上自衛隊第6施設群第348施設中隊

担当地域における道路の維持補修及び整地作業



航空自衛隊 岐阜基地



基地広報館

4 基地に常駐する主な機種

F-15J 要撃戦闘機



乗員	: 1名
全幅	: 13.1m
全長	: 19.4m
全高	: 5.6m
全備重量	: 25.0t
最大速度	: マッハ2.5
実用上昇限度	: 19,000m
航続距離	: 4,600km

F-4EJ 要撃戦闘機



乗員	: 2名
全幅	: 11.7m
全長	: 19.2m
全高	: 5.0m
全備重量	: 26.0t
最大速度	: マッハ2.2
実用上昇限度	: 17,700m
航続距離	: 2,900km

F-2 支援戦闘機



乗員	: 1名
全幅	: 11.1m
全長	: 15.5m
全高	: 5.0m
空虚重量	: 10.0t
最大速度	: マッハ2.0

T-1 ジェット練習機



乗員：2名
 全幅：10.5m
 全長：12.1m
 全高：4.0m
 全備重量：5.0t
 最大速度：880km/h
 航続距離：1,570km

T-2 超音速高等練習機



乗員：2名
 全幅：7.9m
 全長：17.9m
 全高：4.4m
 全備重量：9.8t
 最大速度：マッハ1.6
 航続距離：2,500km

T-3 初等練習機



乗員：2名
 全幅：10.0m
 全長：8.0m
 全高：3.0m
 全備重量：1.5t
 最大速度：360km/h
 航続距離：1,000km

T-4 中等練習機



乗員：2名
 全幅：9.9m
 全長：13.0m
 全高：4.6m
 全備重量：5.6t
 最大速度：1,040km/h
 航続距離：1,300km

T-33A ジェット練習機



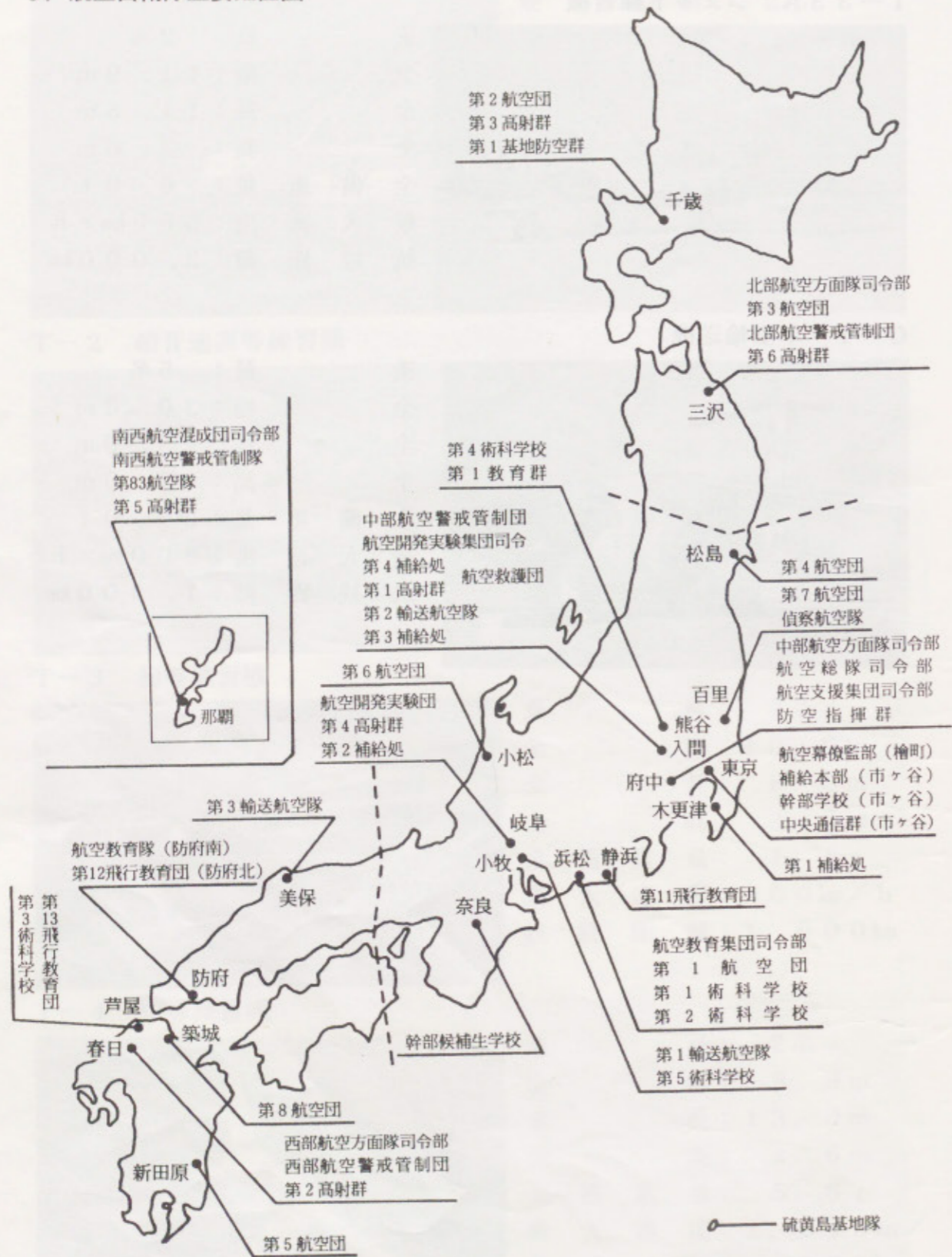
乗員：2名
 全幅：11.9m
 全長：11.5m
 全高：3.6m
 全備重量：6.9t
 最大速度：850km/h
 航続距離：2,000km

C-1 中型輸送機



乗員：5名
 全幅：30.6m
 全長：29.0m
 全高：9.9m
 全備重量：29.0t
 最大速度：800km/h
 航続距離：1,300km

5. 航空自衛隊主要配置図



III 基地と住民生活

1. 住民との交流等

基地では、各種交流行事を開催し、基地周辺住民との融和、協調を図っている。

(1) 航空祭

飛行開発実験団所属航空機の異種編隊による展示飛行や各種航空機および装備品の展示、中部航空音楽隊の演奏、ちびっ子展示機、モデル撮影会等多彩な行事が催される。

毎年市外からもたくさんの参観者があり多い年には13万人にも及んでいる。



(2) ちびっ子ヤング大会



夏休み期間に基地内航空機展示場を開放し、映画会や花自動車の試乗など毎年ちびっ子達で賑わっている。

(3) 基地盆踊り大会

基地運動場で毎年2日間に亘って催されている。

市内の盆踊り大会としては、大変規模が大きく市民にとって夏の楽しみの一つとなっている。



2. 施設の開放

(1) 外周道路の通行

基地内の外周道路3路線が市民の通行の用に供されている。
このうち、基地西側の外周道路は、市道那813号線として市役所付近と稲羽地区を結ぶ重要な南北幹線となっている。(別図1参照)

(2) 基地運動場の使用

基地西側の運動場(約26,000m²)が市民に提供されている。
この運動場は、野球場2面の設備があり多くの市民に利用されている。

3. 災害時の応援

(1) 消防の相互援助

市と基地は、「航空自衛隊岐阜基地と各務原市との間における消防相互援助協定書」により必要に応じ市域内に火災が発生した場合には基地が応援し、また、基地内に火災が発生した場合には市が応援することとしている。

「航空自衛隊岐阜基地と各務原市との間における消防相互援助協定書」

(目的及び適用)

第1条 本協定は、自衛隊法第83条(災害派遣)および第86条(関係機関との連絡および協力)に基づき、航空自衛隊岐阜基地と各務原市との間における一般消防(航空機救難消火を含む。)(以下「一般消防」という。)の相互支援活動実施に関する細部を定めるものとする。

2 本協定は、火災発生時のみ適用し、洪水、地震、台風等による災害発生時には適用しない。

(適用地域)

第2条 本協定の適用地域は、航空自衛隊岐阜基地司令(以下「甲」と略称する。)の管理する地域および各務原市長(以下「乙」と略称する。)の管理する地域とする。

(応援の要請)

第3条 甲及び乙の管理地域に対する一般消防は、おのおのの管理担当者の要請により相互に応援するものとする。

2 応援の要請は、電話およびその他の通信方法によるものとし、次の内容を包含するものとする。

- (1) 火災発生の場所
- (2) 火災の種類および程度
- (3) 応援隊の受領場所

(4) 通報者の所属および氏名

(5) その他消防活動に必要な事項

3 甲および乙は、独自で応援の必要があると認めた場合には、応援要請を待つことなく、消防勤務に支障のない限り人員、器材を差し出し応援するものとする。

(応援隊の誘導)

第4条 被応援地の消防指揮者は、応援隊の出動場所付近に誘導員を待機させ遅滞なく応援隊の誘導にあたらせなければならない。

(応援隊の行動)

第5条 応援隊は、火災現場に到着後は努めて被応援隊側の指揮者の指示を尊重して行動しなければならない。

(情報の交換)

第6条 甲および乙は、適当な時期に会議を開催し、相互に消防に関する情報等を交換するものとする。

(応援出動時の損害補償および費用の負担)

第7条 応援出動により生じた損害に関しては、原則として応援者側において負担するものとする。

2 応援出動にあたり被応援者側に与えた損害については、原則としてその行為が真にやむを得ないものと認められる場合は、被応援者側で負担するものとする。

3 応援出動に要した費用はすべて応援者側において負担するものとする。

4 前各号のほか、特別の場合はその都度相互に協議して定める。

第8条 この協定の実施に関して必要な事項は、その都度、甲、乙、協議して定める。

(協定不履行の特例)

第9条 甲側において自衛隊法に基づく緊急事態が発生し、あるいはその他の特別の事由により本協定の履行が困難な場合には、本協定を履行しないことができる。

(実施月日)

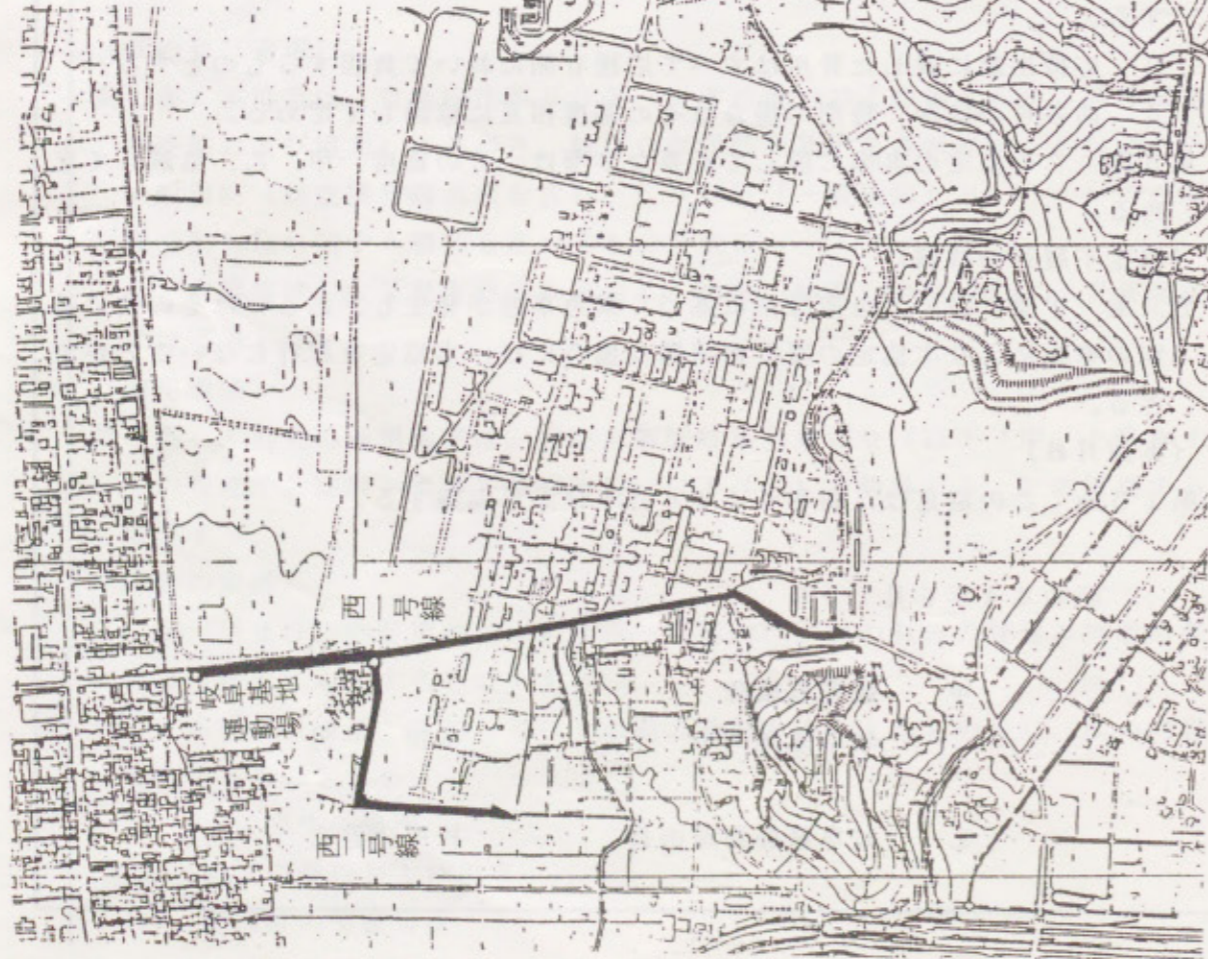
第10条 この協定は、昭和44年4月1日から実施する。

昭和44年6月19日

甲	航空自衛隊 岐阜基地司令	多田 一男
乙	岐阜県各務原市長	松原 啓吉

別図 岐阜基地内の外周道路

名称	起 点	終 点
外周道路 西1号線	那加大東町55-1	三井町字高山2002-2
外周道路 西2号線	那加新加納外六ヶ所 大字入会地字影野2-5	三井東町3丁目62番地先
外周道路 南線	山脇町字戌亥236-1-2	山脇町字戌亥236-1-2-1



(2) 災害時の派遣

天災地変その他の災害が発生し、人命または財産の保護のために必要がある場合は、県知事の要請に基づいて自衛隊が派遣されている。

(自衛隊法第83条、第86条)

◎ 岐阜基地の災害派遣状況

期 間	災 害 区 分	派 遣 先	延 人 員
昭和34.9.26 ～ 27	伊勢湾台風	各務原市(那加雄飛ヶ丘町) 岐阜県養老郡養老町 岐阜県揖斐郡揖斐川町	90人
昭和36.6.27 ～ 7.2	長良川氾濫	岐阜市 羽島市	320人
昭和43.8.20 ～ 9.3	飛騨川バス 転落事故	岐阜県加茂郡白川町	1,000人
昭和45.4.1	山林火災	各務原市 (那加桐野地区)	86人
昭和47.7.14 ～ 20	豪雨水害	岐阜県恵那郡明智町	540人
昭和49.7.25	豪雨水害 (集中豪雨)	各務原市 (那加大東町ほか)	260人
昭和51.9.12	豪雨水害 (台風17号)	各務原市 (須衛町、三井町)	200人
昭和54.3.27	山林火災	各務原市 (鶴沼愛宕山)	420人
昭和56.1.11 ～ 20	豪雪	岐阜県郡上郡高鷲村 ほか5ヵ村	450人
平成6.4.26 ～ 4.27	航空機事故 (中華航空機)	愛知県小牧市	医官派遣
平成7.1.22 ～ 3.30	地震被害 (阪神淡路)	兵庫県神戸市外	物資輸送

4. 騒音問題

基地の存在は、周辺住民の生活環境にいろいろな影響を与えている。なかでも、自衛隊機による騒音は、市街地の広範囲にわたって障害が生じている。

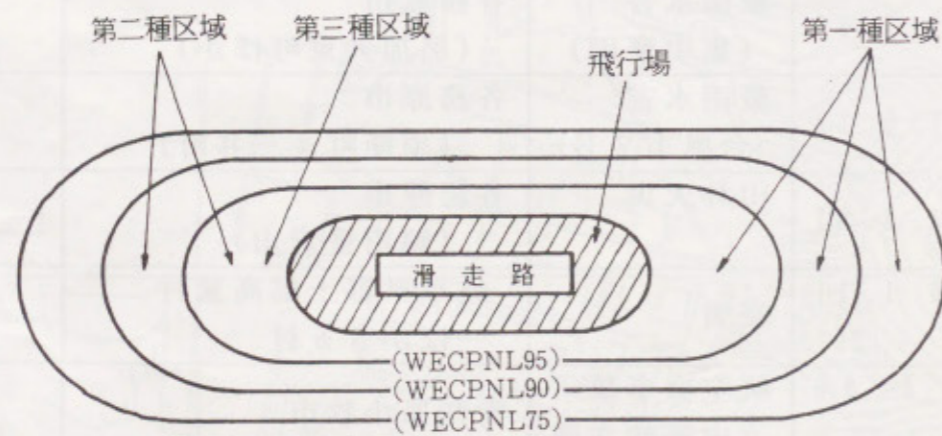
国においては、基地周辺の住民の生活環境を改善するため、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき騒音対策を進めている。

市においても、常日頃から国に対し騒音防止事業等の推進を要望するとともに、基地に対しても必要最小限の実験飛行に留めるよう申し入れている。

(1) 生活環境整備区域の指定

飛行場または、対地射爆撃場の周辺について自衛隊等の航空機の音響に起因する障害の度合いを基準として、外側から第一種区域、第二種区域および第三種区域が指定されている。

(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律)



A 区域ごとの措置

飛行場等周辺の生活環境の整備等は、区域に応じて次のように措置することとされている。

- (a) 第一種区域に所在する住宅について防音工事の助成を行うものとする。
- (b) 第二種区域内から外に移転を希望する者に対し、建物等の移転の補償および土地の買入を行うことができる。
- (c) 第三種区域に所在する土地については、緑地帯その他の緩衝地帯として整備するよう所要の措置を採るものとする。

B 指定の基準

区域の指定は、自衛隊等の航空機の離着陸等の頻繁な実施により生ずる音響の日常生活に及ぼす影響度を、その音響の強度、その音響の発生回数および時刻等を考慮して、総理府令で定める算定方法で算定した値が、その区域の種類ごとに総理府令で定める値以上である区域を基準として行うものとされている。この総理府令で定める算定方式により算定した値がWECPNL値である。

* WECPNL値の算定

(ア) WECPNLとは、Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level (加重等価継続感覚騒音基準)の略で、音響の強度、頻度、継続時間、発生時間等の諸要素により騒音障害の度合いを評価する算定方法であり、国際民間航空機構が推奨するものである。

これを「うるささ指数」と略称されることもある。

(イ) 算定方法は、飛行場等ごとに自衛隊等の航空機の形式、飛行回数、飛行経路、飛行時間帯等に関し、年間を通じての標準的な条件を設定し、これに基づいて算定されるが、航空機の離着陸等により生ずる音響のうち、午前7時から午後7時までに発生する音響(N_2)の回数が1であった場合に、午後7時から午後10時まで(N_3)の1回は3倍に、また午後10時から翌朝7時まで(N_4 、 N_1)の1回は10倍にそれぞれ加重評価して算定することとしており1日24時間の生活のうち特に夜間の騒音を重要視している。

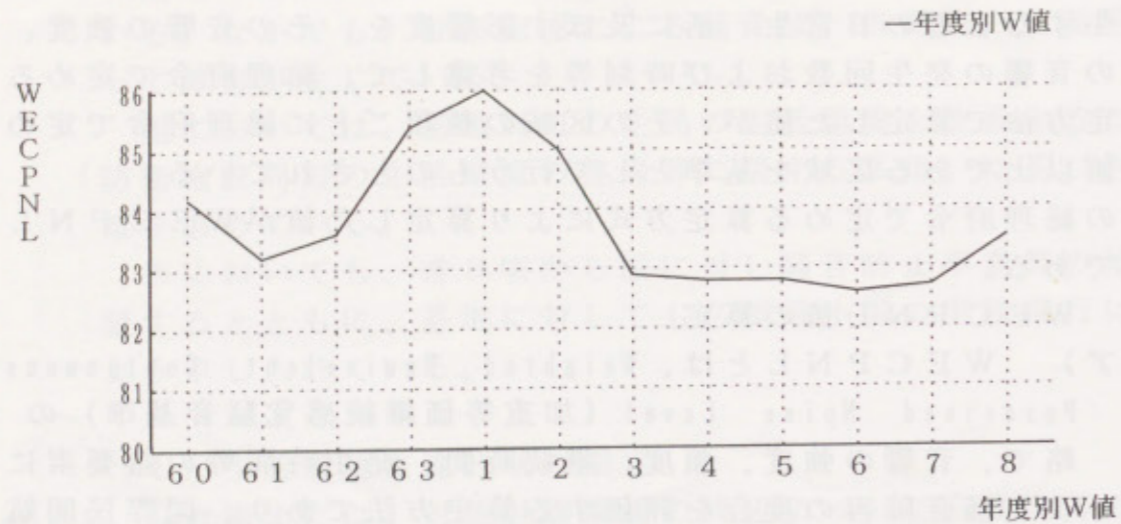
(ウ) 航空機の離着陸等とは、航空機の離陸、着陸のほか、急上昇、急降下、低空飛行など音響を生じる一切の行為をいう。

(2) 騒音調査

市では、昭和57年以降、航空機騒音の実態を把握するために基地周辺で騒音の実態調査を実施している。

★年度別WECPNLの推移（昭和60年～平成8年）★

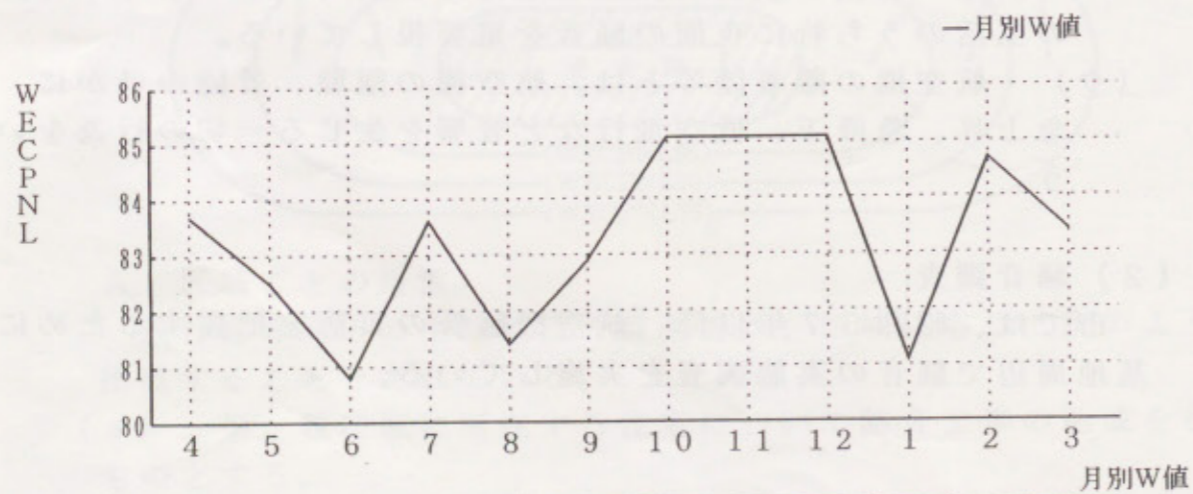
《市役所屋上》



	60	61	62	63	1	2	3	4	5	6	7	8
—年度別W値	84.2	83.2	83.6	85.4	86.0	85.0	82.9	82.8	82.8	82.6	82.7	83.5

★平成8年度月別WECPNLの推移★

《市役所屋上》



	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
一月別W値	83.7	82.5	80.8	83.6	81.4	82.9	85.1	85.1	85.1	81.1	84.7	83.4

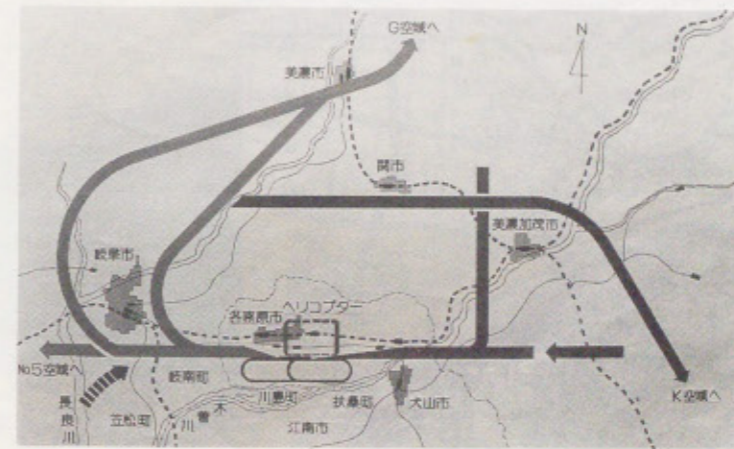
◆公共施設（屋外）◆

平成8年度

No.	測定地点	測定期間	WECPNL	1週間の機数		
				N ₂	N ₃	計
1	ひばりが丘幼稚園	6.12～6.18	68	72	2	74
		11.7～11.13	77	143	7	150
2	水道事業庁舎	6.12～6.18	72	57	0	135
		11.18～11.24	80	178	9	188
3	あさひ幼稚園	7.1～7.7	69	75	13	88
		10.22～10.28	74	116	5	121
4	各務原市役所	6.16～6.22	82	99	8	107
		10.13～10.19	85	188	0	188

☆N₂…7時から19時までの間の航空機の機数

N₃…19時から22時までの間の航空機の機数

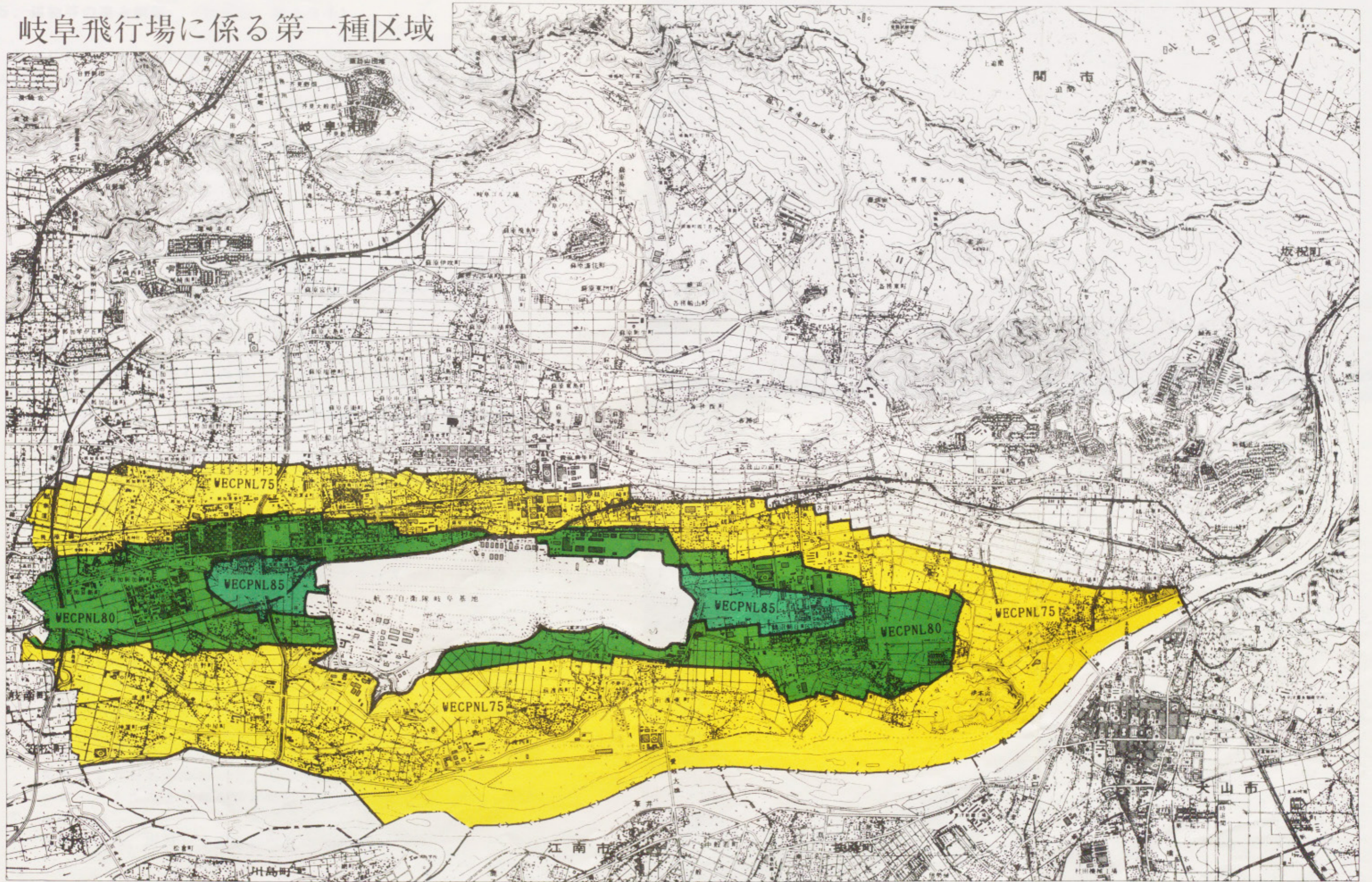


飛行経路図

岐阜飛行場に係る第一種区域



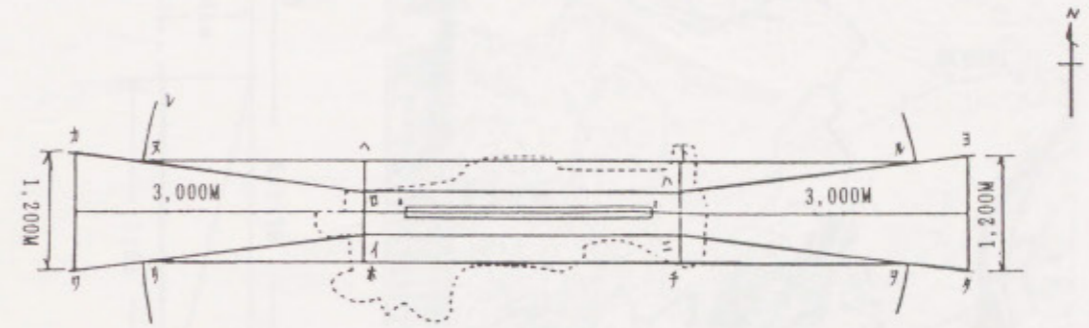
岐阜飛行場に係る第一種区域



5. 建物等の高さ制限 (航空法 第49条)

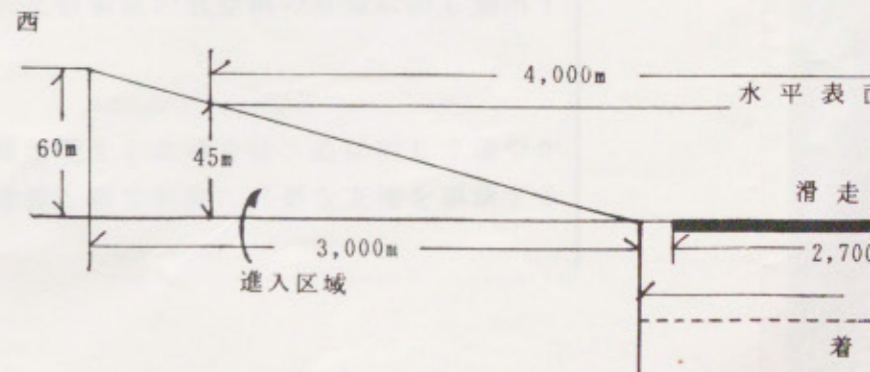
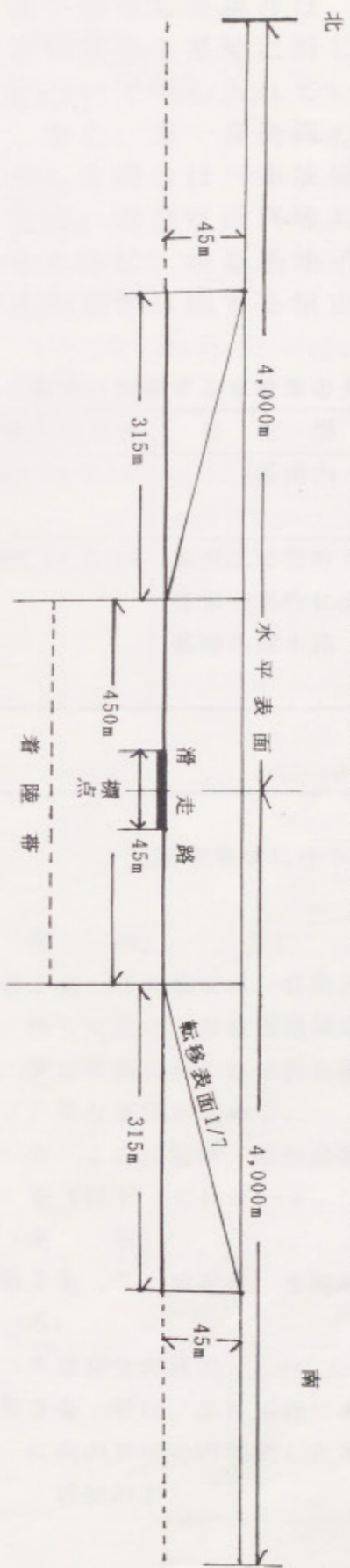
航空法に基づき公共用飛行場として指定された飛行場は、飛行場の進入表面、転移表面または水平表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、または、留置することが制限されている。

(1) 飛行場の範囲、各種表面等 (航空法 第2条、第40条)

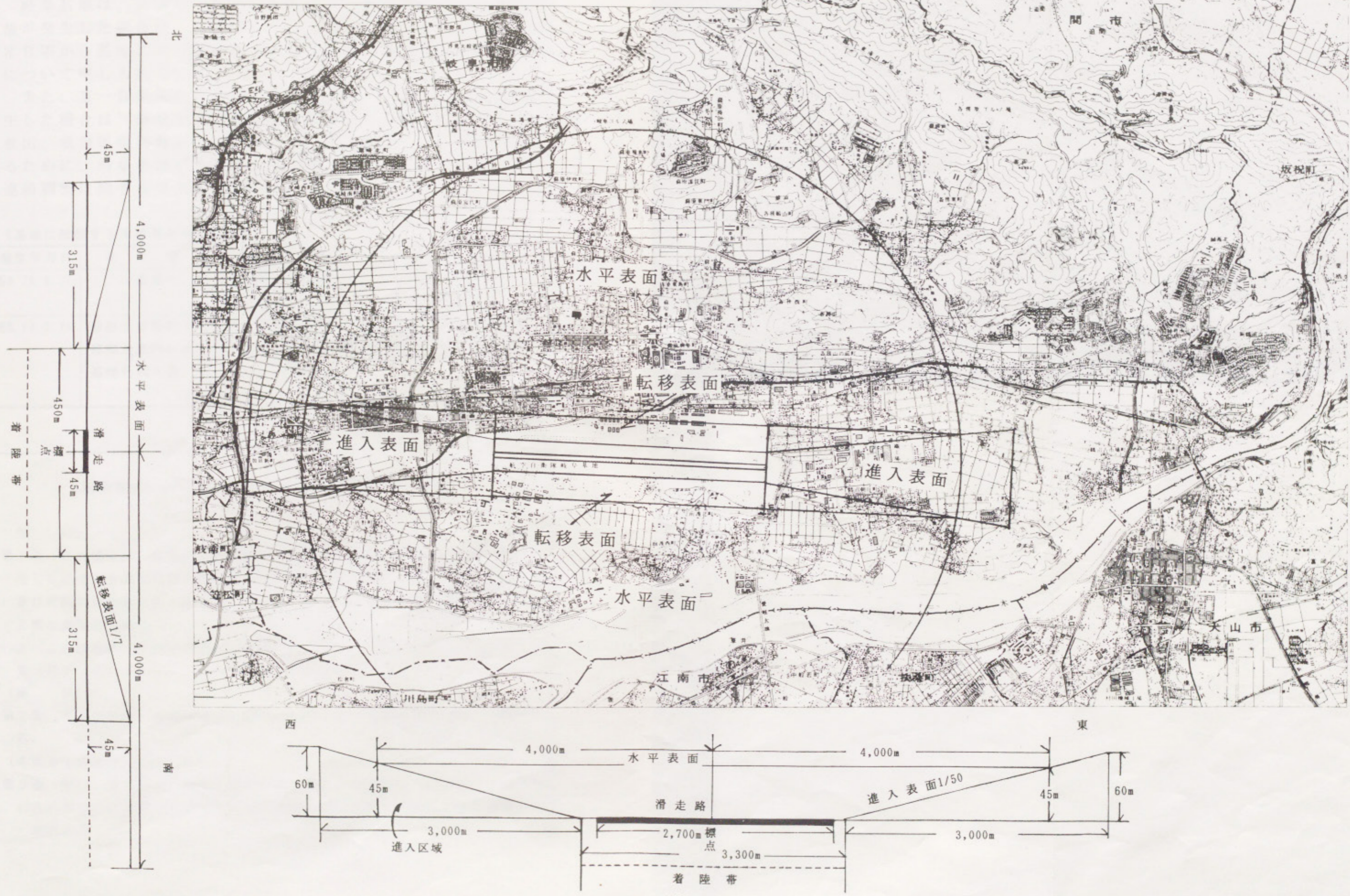


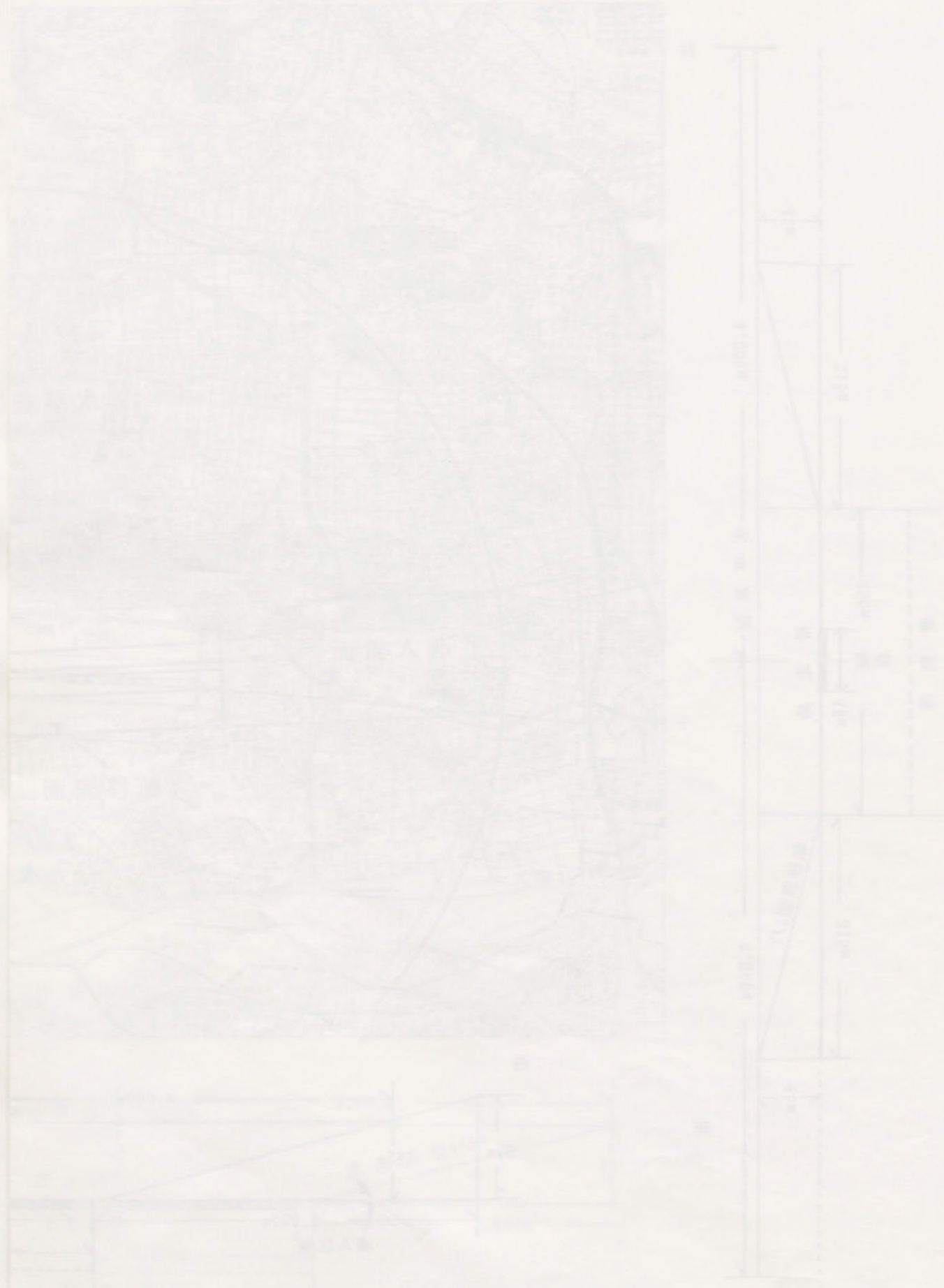
- ① 範囲
上図の点線で囲まれた区域
- ② 着陸帯
前図のうち、イロハニの4点を結ぶ直線で囲まれた区域 (長さ3,300m、幅450m)
- ③ 進入区域
前図のうち、ワカロイ、ニハヨタの各4点を結ぶ直線で囲まれた台形の区域
- ④ 進入表面
前図のうち、イロ、ハニの各辺にそれぞれ接続し、かつ、水平表面に対して上方へ1/50の勾配を有する平面であって、その投影面がそれぞれ進入区域と一致するもの
- ⑤ 転移表面
前図のうち、イニ、ロハの各辺にそれぞれ接続し、かつ、水平表面に対してその勾配を有する平面で、水平表面との交線に至るものであって、その投影面がそれぞれホイニチ、ロヘトハの各4点を結ぶ直線で囲まれた区域と一致するもの及び当該平面の辺のうち、ニチ、イホ、ロヘ、ハトの各辺とこれらにそれぞれ接する進入表面の斜辺とを含む各平面で水平表面及びその延長面との交線に至るまでのものであって、その投影面が、リイホ、チニヲ、ヌヘロ、ハトルの各3点を結ぶ直線で囲まれた区域と一致するもの
- ⑥ 水平表面
前図のうち、円周レで囲まれた部分 (半径4,000m)

航空法による進入表面・転移表面・水平表面



航空法による進入表面・転移表面・水平表面





6 基地に起因する事故

岐阜基地は、周囲が市街地に囲まれているため航空機の墜落事故が発生した場合は、大惨事になる可能性がある。そこで市では、常日頃から基地に対し航空機の安全飛行等、事故防止対策の徹底について申し入れている。

また、万一自衛隊の航空機による事故及びこれに伴う災害が発生した場合は、事故現場周辺住民被災者及び事故航空機搭乗者の救出、救急医療真等美に消火等の諸活動を的確かつ迅速に実施するために、岐阜基地司令との間に「航空事故に伴う災害発生時の連絡調整に関する協定書」を取り交わしている。

《基地に起因する事故等の発生状況》

発生年月日	発生場所	事故概要	被害状況
昭和36.9.7	基地内	基地劇場にT33練習機が墜落	隊員2名が死亡し建物が焼失
昭和48.2.26	蘇原三柿野町から那加大東町に至る基地外周水路	基地内燃料タンクから水路へ流出した燃料に引火し火災が発生	家屋7棟の一部及び庭木、家具等が焼失

航空事故に伴う災害発生時の連絡調整に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、自衛隊の航空機による航空事故及び同事故に伴う災害が発生した場合、事故現場周辺住民被災者及び事故航空機搭乗者の救出、救急医療並びに消火等の諸活動を的確かつ迅速に実施するための連絡調整体制について必要な事項を定める。

2 この協定は、航空自衛隊岐阜基地司令（以下「甲」という。）と各務原市長（以下「乙」という。）との間において締結する。

(適用)

第2条 この協定は、各務原市内に発生した自衛隊の航空機の事故に関し適用する。

(事故発生の通報)

第3条 甲は、基地周辺において航空事故が発生した場合は、乙に対して速やかに次の事項の内判明した事項について通報し航空救難に必要な支援を要請する。

通報内容

- (1) 航空事故発生場所・時刻
- (2) 機種・機数・乗員数・積載物
- (3) 事故現場の状況
- (4) その他

2 乙は、航空事故情報を知った場合、速やかに前項に準じて甲に対して通報する。

3 前1、2項の通報先は、別表のとおりとする。

(救難活動)

第4条 甲は、航空事故情報を受領後速やかに岐阜基地内に航空救難指揮所を開設するとともに、救難隊を事故現場に派遣し救助活動を行わせる。

2 乙は、航空事故発生を知った場合は、速やかに関係諸機関に通報するとともに救助活動を開始する。

(連絡調整要領)

第5条 甲及び乙は、相互に現地連絡所が開設されるまでの間事故現場状況の通報または事故処理のための連絡調整を行うほか当日の担当者名を確認する。

2 連絡通報先は、原則として別表のとおりとするが、状況により変更する場合は、その都度相互に通報し事後の連絡調整の円滑を図る。

(現地連絡所等)

第6条 甲は、速やかに事故現場に現地連絡所を開設するとともに必要な連絡担当者を配置し、細部の連絡調整に当らせる。

2 甲は、乙が現地連絡所等を開設し連絡担当者の派遣を要請した場合は、所要の人員を派遣する。

3 乙は、現地連絡所等を開設しない場合は、事故現場の連絡調整を円滑にするため甲の要請により所要の人員を派遣する。

4 事故現場における甲乙相互間の業務に関する細部調整は、各連絡担当者を通じて現地連絡所等で行う。

(雑則)

第7条 この協定に定めのない必要な事項については、その都度甲乙間において協議し処理する。

2 甲・乙は、この協定の効果的な運用を図るため連絡会議を持つことができる。

昭和54年3月26日

甲 航空自衛隊岐阜基地司令 空将 甲斐 省吾

乙 岐阜県各務原市長 平野 喜八郎

航空事故通報先

機関名	昼夜間別	部 課 等 別	担当者職名	電話番号
航空自衛隊 岐阜基地	昼 間	第2補給処企画課	企画課長又は 企画第1班長	(0583)82-1101
	夜 間	基 地 当 直 室	基地当直幹部	(0583)82-1101
	昼 夜 間	航空救難指揮所開設時	指揮所長又は 運用課長	(0583)83-1101
岐 阜 市	昼 夜 間	消 防 本 部 司 令 室	司令室長又は 通信係長	(058)262-8151
関 市	昼 間	市 民 相 談 課	市民相談課長	(0575)22-3131
	昼 夜 間	中濃消防組合消防本部	通信室又は分隊長	(0575)22-3171
各務原市	昼 間	防災交通課防災係	課 長 補 佐	(0583)83-1111
	昼 夜 間	消 防 本 部	指令課長又は 当務係長	(0583)82-3135
川 島 町	昼 間	建 設 防 災 課	消 防 係	058689-3311
	昼 夜 間	羽島郡消防事務組合 消 防 本 部	通信室又は隊長	(058)388-1195
岐 南 町	昼 間	総 務 課	総 務 課 長	(058)246-1331
	昼 夜 間	羽島郡消防事務組合 消 防 本 部	通信室又は隊長	(058)388-1195
笠 松 町	昼 間	総 務 課	消 防 係	(058)388-1111
	昼 夜 間	羽島郡消防事務組合 消 防 本 部	通信室又は隊長	(058)388-1195
柳 津 町	昼 間	総 務 課	庶 務 係 長	(058)387-0111
	昼 夜 間	羽島郡消防事務組合 消 防 本 部	通信室又は隊長	(058)388-1195
坂 祝 町	昼 間	総 務 課	消 防 係	(0574)26-7111
	昼 夜 間	加茂消防事務組合 消 防 本 部	通 信 室 長	(0574)26-2178

7. 岐阜基地にかかる諸問題

(1) 岐阜基地内滑走路延長工事

昭和40年当時、岐阜基地の滑走路は2,100mであったが、着陸の際の安全性等を確保するため、他の基地の滑走路と同じ2,700mに延長したい旨、岐阜基地司令より申し出があった。

市では、岐阜基地滑走路拡張反対特別委員会において、滑走路を延長する理由や、騒音の増大の可能性等について調査、検討を行った。

7回に及ぶ委員会と3度の現地調査の末、意見は賛否に別れたものの、議会の承認を得ることができ、各務原市長と名古屋防衛施設局長との間に「航空自衛隊岐阜基地内滑走路延長工事等実施に伴う各務原市要望事項に対する協定書」取り交わした。

(航空自衛隊岐阜基地内滑走路延長工事等 実施に伴う各務原市要望事項に対する協定書)

航空自衛隊岐阜基地（以下「基地」という。）内滑走路延長工事等実施に伴い各務原市から指示された要望事項について、名古屋防衛施設局長と各務原市長との間に下記条項のとおり協定する。

記

1. 基地西側に隣接する約8,200坪の現市有地は、将来滑走路延長用地として使用しないものとする。なお、基地にF-104J戦闘航空団を配置する計画はないことを確認する。
2. 上記1.の土地は、基地内国有地と等価交換するものとする。ただし、等価交換については東海財務局の評価により市と十分協議の上決定するものとする。
3. 等価交換後、国有地となる予定の上記1.の土地は、基地の運動場として使用するものとし、市等が諸行事のため使用を希望する場合には、基地側の目的および使用を妨げない範囲でその使用を認めるものとする。
4. 教育施設の騒音防止対策工事については実施に努力する。
5. 基地正門から稲羽地区に至るいわゆる「外周道路」の閉鎖は行なわない。ただし、補修等によりやむをえず一時閉鎖する場合は、事前に市と協議して行なう。なお、本道路の一部改良工

事は昭和40年度実施予定の滑走路延長工事と同時に行なう。

6. 国有提供施設所在市町村助成交付金の増額交付については、可能な限り協力する。
7. エンジンテストスタンドの防音壁の設置については、昭和40年度予定の滑走路延長工事と同時に実施する。
8. 前渡水路の被害防止対策工事については、昭和40年度に実施する。

以上の各条項については、その趣旨を尊重しかつ誠意を持って履行するものとし、その証として本書2通を作成し、署名捺印のうえ各1部を保有するものとする。

昭和40年7月5日

名古屋防衛施設局長 池山 史郎

各務原市長 武藤 嘉一

* 上記協定書の内、7の項目は、サイレンサーの設置を条件に昭和41年4月22日付で改訂を行い、削除している。

(2) ナイキJ設置反対運動

昭和45年1月新聞及びテレビ等によって、岐阜基地内に第4高射群本部及び第13高射隊の設置について報道がされて後、デモ行進等の熾烈な反対運動が行なわれた。

市では、外周に防護柵を設け、庁舎の消火器を増強するとともにデモ当日は、警備職員を配置し消防車の特別出動態勢をとるなどの状況であった。

こうした中で市は、岐阜基地司令に対しナイキJの配置については国策上やむを得ないものとして基本的には了承したものの、今後基地の施設または配備等について、著しい変化が生ずる場合には、事前に市に対し通告するとともに、市民の意志意向を尊重するよう申し入れを行った。

(3) F4EJ（ファントム）の配備

岐阜基地実験航空隊保有機種の一部変更によりF4EJの新たな配置計画について通知があったことに伴い、昭和49年2月13日付で基地司令に対し、より騒音度の高い機種が増加することは、基地周辺の環境を悪化させるためこの計画を再検討される

よう申し入れた。

また、遺憾ながら計画通りに実施された場合には、この機種について機数を更に増やさないとともに、飛行回数を極力少なくするなど住民生活に十分配慮するよう申し入れを行なった。

(4) F15J (イーグル) の配備

F15Jの配備にともなう滑走路の整備工事等に関し、基地強化につながる懸念があり、住民福祉と民生安定の見地から岐阜基地司令に対し、昭和55年7月11日付で次のことに十分配慮されるよう申し入れた。

- ア、航空機の飛行にあたっては、より以上の安全を確保すること。
- イ、岐阜基地を実戦基地にしないこと。
- ウ、機数を増やさないこと。
- エ、騒音防止には万全を記すること。
- オ、飛行回数、飛行時間を制限すること。
- カ、民生安定には十分配慮すること。

また、昭和56年2月27日航空幕僚長が記者会見でF15Jの配備についての発表に伴い、名古屋防衛施設局長並びに岐阜基地司令に対し文書で遺憾の意を表した。

その後、名古屋防衛施設局長、岐阜基地司令から市長に対しF15Jの配備についての申し入れがあった。

3月27日嘉手納基地から米軍パイロット操縦により岐阜基地に着陸。学生デモ約30名。

4日2日付で、名古屋防衛施設局長並びに岐阜基地司令に対し、市民福祉と民生安定に十分配慮するよう申し入れた。

(5) 米軍による航空自衛隊岐阜飛行場の一部限定使用

昭和63年7月、米軍機の修理点検のため地位協定第2条第4項(b)により岐阜飛行場を一部限定使用したい旨の申入れが名古屋防衛施設支局長からあった。

市では、市街地と基地が隣接しており、日頃から自衛隊機による騒音に悩まされていることから、米軍の早期警戒機E2Cの試験等については従来の方法によりお願いしたい旨、要望を行った。

その後、飛行場の限定使用は、日米間の条約に基づくものでありまた、同機が双発プロペラ機でありジェット機に比較して騒音が少ないことから基地周辺対策に格段の配慮を行うことを条件に了解することとなった。

この地位協定に基づき平成3年9月24日、在日米軍厚木基地

(神奈川県) 所属の早期警戒機E2Cホークアイがレーダー装置の修理点検のため初飛来した。

8. 岐阜基地及び名古屋防衛施設(支)局に関する申入れ・要望・協定等の経過

番号	年月日	件名	備考
1	S. 40. 5. 11	岐阜基地滑走路拡張反対特別委員会経過報告書	特別委員長 市議会議長
2	S. 40. 7. 5	岐阜基地滑走路延長工事等実施に伴う各務原市要望事項に対する協定書	市長 名古屋防衛施設局長
3	S. 44. 7. 10	陳情書(テレビジョン・電話対策)	市長 名古屋防衛施設局長
4	S. 45. 3. 6	ミサイル基地建設に反対する請願	広瀬長一外2,744人 各務原市議会
5	S. 46. 2. 1	ナイキJ各務原市設置反対請願の件	市労働組合議長 市長
6	S. 47. 4. 28	申入書(ナイキ装備資材の搬入に際して)	市長 岐阜基地司令
7	S. 48. 2. 26	基地火災に関する申入書	市長 岐阜基地司令
8	S. 48. 2. 27	軍事基地等による被害防止についての申入書	日本社会党岐阜本部 市長
9	S. 48. 9. 19 S. 48. 9. 25	要望書(飛行機騒音被害調査、基地の拡張等) 同 回答書	各務原市民主商工会 市長
10	S. 49. 2. 13	F-4EJ配置計画に関する申入書	市長 岐阜基地司令
11	S. 49. 2. 15 S. 49. 2. 21	申入書(F-4EJ配属の拒否その他) F-4EJ配属の反対	ナイキJ反対共闘会議岐阜本部 市長
12	S. 49. 7. 9	航空機の墜落事故防止に関する申入書 (F-86F戦闘機が小牧市内に墜落した件)	市長 岐阜基地司令
13	S. 49. 7. 12	航空自衛隊機の墜落事故防止に関する申入書 (F-86F戦闘機が小牧市内に墜落した件)	市議会新生クラブ 岐阜基地司令
14	S. 49. 7. 9	航空事故の防止についての要請 (F-86F戦闘機が小牧市内に墜落した件)	新日本婦人の会 市長
15	S. 49. 7. 30	航空自衛隊岐阜基地の撤去を求める決議 (否決)	天木清作外10人 市議会
16	S. 50. 7. 24	申入書 (航空機騒音に関する申入れ)	日本社会党岐阜県本部 市長
17	S. 50. 7. 25	基地騒音に対する申入れについて	市長 岐阜基地司令
18	S. 50. 10. 8	申入書(基地騒音に対する申入れについて)	市長 岐阜基地司令

19	S. 50. 11. 29	質問事項に対する回答書	市長 安保連絡岐阜県実行委員会
20	S. 52. 7. 28	申入書(航空機の墜落事故防止に関する申入れ)	市長 岐阜基地司令
21	S. 52. 9. 28	航空機の墜落事故防止に関する申入書 (米軍機ファントム、横浜市内に墜落)	市長 岐阜基地司令
22	S. 53. 9. 11	航空機の墜落事故防止に関する申入書 (T-33、狭山市内に墜落)	市長 岐阜基地司令
23	S. 54. 7. 28	航空機騒音の防止に関する申入書	市長 岐阜基地司令
24	S. 55. 7. 11	岐阜基地滑走路整備工事に関する申入書	市長 名古屋防衛施設局長・岐阜基地司令
25	S. 56. 2. 28	F-15戦闘機の配備について	市長 名古屋防衛施設局長・岐阜基地司令
26	S. 56. 3. 20	F-15戦闘機の配備に関する申入書	市長 名古屋防衛施設局長・岐阜基地司令
27	S. 56. 3. 20	航空自衛隊岐阜基地へのF-15イーグル 配備等に関する申し入れ	日本社会党岐阜県本部 市長
28	S. 56. 4. 2	F-15戦闘機の配備について	市長 名古屋防衛施設局長・岐阜基地司令
29	S. 57. 11. 15	航空機の墜落事故防止に関する申入れ (ブルーインパルス所属、T2浜松基地で墜落)	市長 岐阜基地司令
30	S. 58. 2. 9	E2Cの飛来に関する申入書	市長 岐阜基地司令
31	S. 58. 4. 27	航空機の墜落事故防止に対する申入れ書 (対潜飛行艇PS1機が岩国基地東北端に墜落)	市長 岐阜基地司令
32	S. 58. 10. 15	国際航空宇宙ショーにおけるCCV機の飛行展 示に関する申入書(故障により緊急着陸した件)	市長 国際航空宇宙ショー事務局
33	S. 58. 10. 21	航空機の墜落事故防止に関する申入書 (第5航空団所属F15、訓練中に行方不明)	市長 岐阜基地司令
34	S. 58. 10. 21	「1983年国際航空宇宙ショー」の開催に ついての申入書(ブルー・インパルス再開)	市長 国際航空宇宙ショー事務局
35	S. 59. 4. 2	ロッキードC-130H機の飛来に関する申入書	市長 岐阜基地司令
36	S. 59. 4. 21	質問状(地位協定・ベトリオット・民間供用等)	岐阜県・各務原市平和委員会 市長

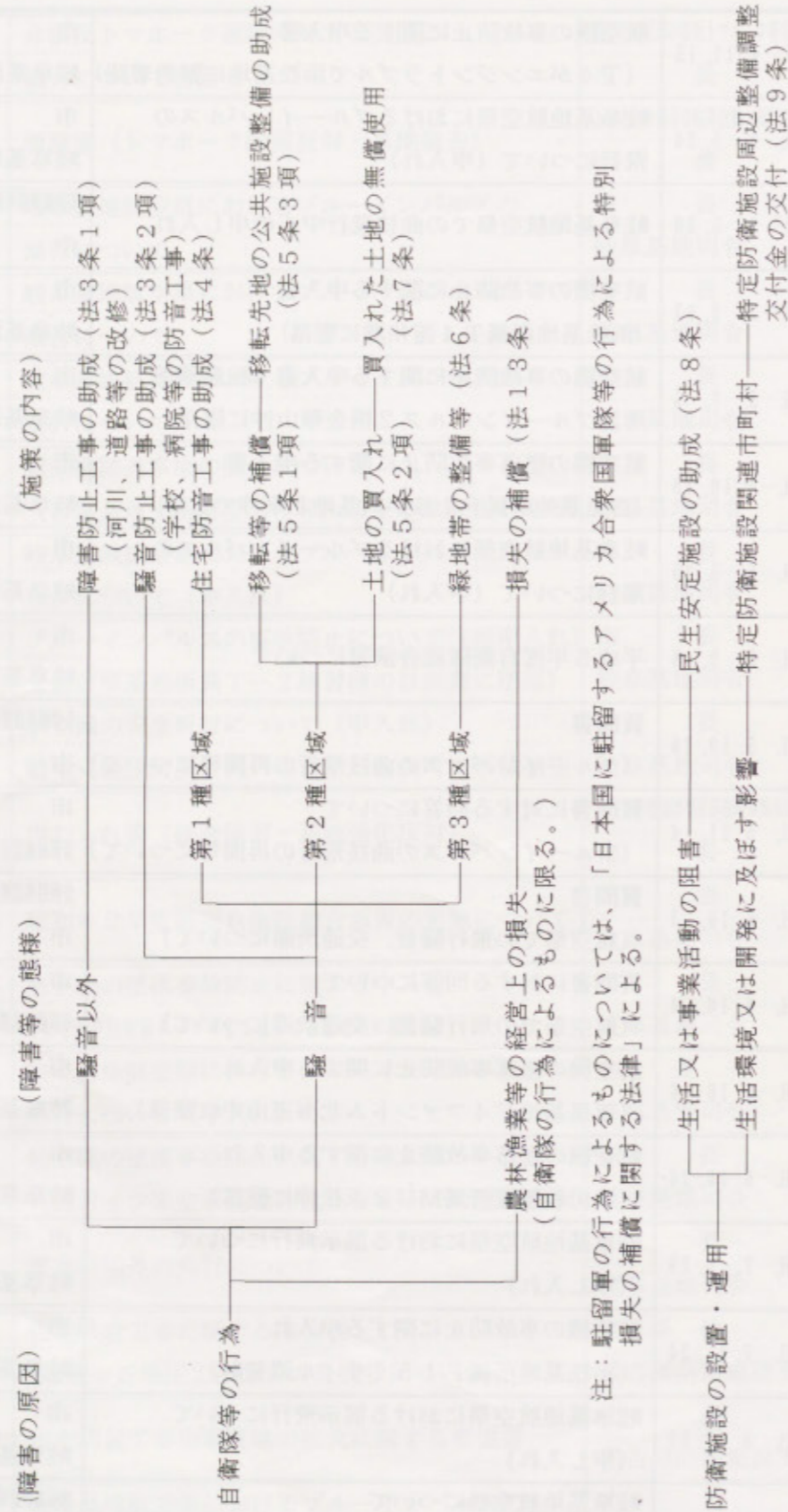
37	S. 59. 5.	非核反トマホーク運動に対する支援と協力について要請	横須賀市民草の根反トマホーク署名運動代表 市長
38	S. 59. 6. 6	要請書（トマホーク配備反対・基地撤去）	トマホーク来るな岐阜行動・反核キャラバン 市長
39	S. 59. 10. 30	岐阜基地航空祭におけるブルーインパルスの飛行について	市長 岐阜基地司令
40	S. 60. 9. 17	岐阜基地航空祭におけるブルーインパルスの飛行について	市長 岐阜基地司令
41	S. 61. 5. 6	岐阜基地航空祭におけるブルーインパルスの飛行について	市長 岐阜基地司令
42	S. 61. 9. 5	航空機関連事故の防止について （百里基地で空対空ミサイル暴発事故発生等の件等）	市長 岐阜基地司令
43	S. 62. 4. 28	岐阜基地航空祭におけるブルーインパルスの飛行について（申入れ）	市長 岐阜基地司令
44	S. 62. 5. 11	ブルーインパルスの事故防止について（再申入れ） （新田原基地所属T-2練習機の日向灘に墜落）	市長 岐阜基地司令
45	S. 62. 8. 4	航空機の安全飛行について（申入れ） 航空実験団所属CH-47Jが吉良町で事故発生	市長 岐阜基地司令
46	S. 62. 9. 22	申し入れ書（総合演習・基地強化反対）	安保条約撤廃要求貫徹岐阜実行委員会等 市長
47	S. 62. 9. 25	昭和62年度航空自衛隊総合演習の実施について	市長 岐阜基地司令
48	S. 63. 7. 1	航空機の墜落事故防止に関する申入書 （第6航空団所属F-15J2機が小松基地沖に墜落）	市長 岐阜基地司令
49	S. 63. 7. 15	岐阜基地航空祭におけるブルーインパルスの飛行について（申入れ）	市長 岐阜基地司令
50	S. 63. 8. 30	航空機の墜落事故防止に関する申入書 （西ドイツ米空軍基地の航空ショーでの墜落事故）	市長 岐阜基地司令
51	H. 元. 7. 27	課業時間外の飛行について	市長 岐阜基地司令
52	H. 元. 8. 21	住宅防音工事に関する陳情書 （雄飛ヶ丘地区工法区分の見直しについて）	市長 他 名古屋防衛施設支局長
53	H. 元. 8. 24	住宅防音工事指定区域の拡大に関する要望書	市長 名古屋防衛施設支局長
54	H. 元. 9. 18	岐阜基地航空祭におけるブルーインパルスの飛行について（申入れ）	市長 岐阜基地司令

55	H. 元. 11. 15	航空機の事故防止に関する申入書 （T4がエンジントラブルで浜松基地に緊急着陸）	市長 岐阜基地司令
56	H. 2. 5. 24	岐阜基地航空祭におけるブルーインパルスの飛行について（申入れ）	市長 岐阜基地司令
57	H. 2. 5. 30	岐阜基地航空祭での曲技飛行中止の申し入れ	安保条約撤廃要求貫徹岐阜実行委員会他 市長
58	H. 3. 3. 13	航空機の事故防止に関する申入書 （浜松基地所属T4遠州灘に墜落）	市長 岐阜基地司令
59	H. 3. 7. 5	航空機の事故防止に関する申入書（松島基地所属ブルーインパルス2機金華山沖に墜落）	市長 岐阜基地司令
60	H. 4. 10. 29	航空機の墜落事故防止に関する申入書 （百里基地所属F15が同基地北東沖で墜落）	市長 岐阜基地司令
61	H. 5. 5. 20	岐阜基地航空祭におけるブルーインパルスの飛行について（申入れ）	市長 岐阜基地司令
62	H. 5. 9. 8	平成5年度自衛隊総合演習について	市長 岐阜基地司令
63	H. 5. 10. 29	質問書 （ブルーインパルスの曲技飛行の再開等について）	安保条約撤廃要求貫徹岐阜実行委員会他 市長
64	H. 5. 11. 4	質問書に対する回答について （ブルーインパルスの曲技飛行の再開等について）	安保条約撤廃要求貫徹岐阜実行委員会他 市長
65	H. 6. 10. 3	質問書 （航空祭での飛行騒音、交通渋滞について）	安保条約撤廃要求貫徹岐阜実行委員会他 市長
66	H. 6. 10. 4	質問書に対する回答について （航空祭での飛行騒音、交通渋滞について）	安保条約撤廃要求貫徹岐阜実行委員会他 市長
67	H. 6. 10. 6	航空機の墜落事故防止に関する申入れ （百里基地F4ファントム北海道山中に墜落）	市長 岐阜基地司令
68	H. 6. 10. 24	航空機の墜落事故防止に関する申入れ （秋田救難隊所属MU2浜松沖に墜落）	市長 岐阜基地司令
69	H. 7. 5. 29	岐阜基地航空祭における展示飛行について （申し入れ）	市長 岐阜基地司令
70	H. 7. 11. 24	航空機の事故防止に関する申入れ （小松基地所属F15ミサイル誤発射）	市長 岐阜基地司令
71	H. 8. 10. 17	岐阜基地航空祭における展示飛行について （申し入れ）	市長 岐阜基地司令
72	H. 8. 11. 11	岐阜基地航空祭について （申し入れ）	安保条約撤廃要求貫徹岐阜実行委員会他 市長

IV 基地周辺整備事業等

1 防衛施設周辺の生活環境に整備等に関する法律による事業のあらまし

防衛施設周辺の住民生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的として、従来の「防衛施設周辺の整備等に関する法律」(昭和41年7月制定)を抜本的に強化改善した「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」が昭和49年6月に制定され、同法に基づき各種の周辺整備事業が実施されている。



注：駐留軍の行為によるものについては、「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」による。

2 障害防止工事の助成 (法第3条)

自衛隊等の行為により生ずる市民生活、事業活動等の障害を防止、軽減するため、公共施設等に必要な工事を行う場合、原則として事業費の10分の10が補助される。

(対象となる障害の例)

- ・戦車等の重車両の頻繁な通行による道路の損傷
- ・防衛施設の整備に起因する付近の河川の氾濫や土砂の流出
- ・航空機騒音、砲撃音等による学校教育や病院での診療の障害



桜ヶ丘中学校

補助金の推移（3条関係）

年度	事業名	事業費(千円)	補助金(千円)
昭和38	那加地区排水路改修事業		1,875
	鶴沼中学校防音事業		5,050
	計		6,929
39	稲羽西小学校防音事業		9,272
	那加第一小学校防音事業		8,643
	計		17,915
40	前渡排水路改修事業		3,687
	稲羽西小学校防音事業		2,279
	計		5,966
41	馬場山水路改修事業		3,000
	稲羽西小学校防音事業		3,459
	那加第一小学校防音事業		6,493
	蘇原中学校防音事業		14,807
	計		27,759
42	馬場山水路改修事業		5,768
	那加中学校改築除湿事業		9,581
	計		15,349
43	馬場山水路改修事業		8,257
	那加中学校改築除湿事業		72,545
	那加第二小学校改築防音事業		3,861
	稲羽東小学校改築防音事業		2,276
	計		86,939
44	前渡排水路改修事業		7,741
	各務小学校改築防音事業		6,853
	那加第二小学校改築防音事業		42,019
	稲羽東小学校防音事業		32,207
	鶴沼第二小学校改築防音事業		2,350
	計		91,170
45	前渡排水路改修事業		8,200
	各務小学校改築防音事業		4,106
	那加第二小学校改築防音事業		32,988
	稲羽東小学校改築防音事業		55,291
	鶴沼第二小学校改築防音事業		42,615
	鶴沼第一小学校改築防音事業		3,738
	那加第一小学校改築防音事業		3,805
	計		150,743

年度	事業名	事業費(千円)	補助金(千円)
46	前渡排水路改修事業		9,899
	各務小学校改築併行防音事業		988
	那加第二小学校改築併行防音事業		85,516
	鶴沼第二小学校改築併行防音事業		54,130
	鶴沼第一小学校改築防音事業		37,315
	那加第三小学校改築防音事業		40,041
	蘇原第二小学校併行防音事業		10,021
那加中央保育所改築防音事業		11,249	
	計		249,159
47	馬場山水路改修事業		15,800
	各務小学校改築併行防音事業		34,327
	那加第一小学校改築併行防音事業		9,778
	鶴沼中学校併行防音事業		10,113
	鶴沼第一小学校改築防音事業		54,032
	那加第三小学校改築防音事業		46,135
	蘇原第二小学校併行防音事業		31,340
那加中央保育所改築防音事業		986	
	計		202,511
48	前渡排水路改修事業		8,902
	各務小学校改築併行防音事業		2,340
	那加第三小学校改築防音事業		16,465
	稲羽中学校改築防音事業		2,298
	鶴沼第一小学校改築防音事業		73,945
	那加第三小学校改築防音事業		67,761
	蘇原第二小学校併行防音事業		4,857
鶴沼中保育所改築防音事業		38,448	
	計		215,016

年度	事業名	事業費 (千円)	補助金 (千円)
49	前渡排水路改修事業		15,896
	百曲り排水路改修事業		4,183
	鶴沼第三小学校併行防音事業		20,256
	稲羽中学校改築防音事業		39,047
	鶴沼第一小学校改築防音事業		50,280
	鶴沼第一小学校講堂改築防音事業		1,696
	那加第三小学校改築防音事業		8,312
	稲羽西小学校併行防音事業		4,473
	那加中学校講堂改築防音事業		1,871
	計		146,014
50	下切排水路改修事業	28,424	28,423
	百曲り排水路改修事業	19,999	17,999
	鶴沼第三小学校併行防音事業	26,883	26,883
	稲羽中学校改築防音事業	64,234	36,163
	鶴沼第一小学校講堂改築防音事業	35,250	14,201
	蘇原西保育所併行防音事業	13,684	13,684
	計	188,474	137,354
51	下切排水路改修事業	25,815	25,815
	百曲り排水路改修事業	89,930	80,937
	鶴沼第二小学校併行防音事業	10,140	10,140
	蘇原第二小学校併行防音事業	1,970	1,970
	八木山小学校併行防音事業	11,863	11,863
	蘇原第一小学校改築防音事業	5,771	3,450
	蘇原中学校併行防音事業	11,994	11,994
	那加中学校講堂改築防音事業	154,287	57,365
	計	311,770	203,534
52	下切排水路改修事業	22,035	22,035
	百曲り排水路改修事業	74,890	67,401
	那加第二小学校併行防音事業	5,831	5,831
	八木山小学校併行防音事業	19,577	19,577
	蘇原第一小学校改築防音事業	149,266	97,428
	中央小学校併行防音事業	38,713	38,713
	那加中学校併行防音事業	14,290	14,290
	あさひ幼稚園併行防音事業	13,572	13,572
		計	338,174

年度	事業名	事業費 (千円)	補助金 (千円)	
53	下切排水路改修事業	1,609	1,609	
	百曲り排水路改修事業	58,300	52,470	
	稲羽西小学校併行防音事業	7,818	7,818	
	八木山小学校併行防音事業	7,049	7,049	
	中央小学校併行防音事業	2,260	2,260	
	各務小学校講堂改築防音事業	101,800	42,980	
	稲羽中学校改造防音事業	54,716	31,311	
	蘇原中学校併行防音事業	2,019	2,019	
	中央中学校併行防音事業	33,135	33,135	
	中屋保育所改築防音事業	103,732	44,586	
	鶴沼西保育所改築防音事業	3,289	1,834	
		計	375,727	227,071
	54	那加第一小学校併行防音事業	2,683	2,683
鶴沼第三小学校併行防音事業		4,260	4,260	
蘇原第一小学校併行防音事業		6,282	6,282	
稲羽中学校防音事業		59,552	34,657	
中央中学校併行防音事業		30,997	30,997	
鶴沼西保育所改築防音事業		139,842	78,309	
前宮保育所改築防音事業		3,260	1,441	
	計	246,876	158,629	
55	稲羽東小学校併行防音事業	12,365	12,365	
	鶴沼第一小学校併行防音事業	3,643	3,643	
	各務小学校併行防音事業	3,616	3,616	
	八木山小学校併行防音事業	16,792	16,792	
	中央中学校併行防音事業	7,708	7,708	
	蘇原第一小学校併行防音事業	92,597	48,874	
	那加第二小学校講堂改築防音事業	3,646	2,035	
	ひばりが丘幼稚園併行防音事業	17,280	17,280	
前宮保育所改築防音事業	26,882	20,550		
蘇原保育所改築防音事業	5,806	3,382		
	計	190,335	136,245	

年度	事業名	事業費(千円)	補助金(千円)	
5 6	那加第三小学校講堂改築防音事業	2,681	1,946	
	那加第二小学校講堂改築防音事業	184,684	96,774	
	鶴沼第三小学校併行防音事業	15,045	14,452	
	蘇原第一小学校改造防音事業	164,639	78,257	
	蘇原第一小学校併行防音事業	4,733	4,733	
	稲羽中学校併行防音事業	16,461	15,529	
	蘇原中学校併行防音事業	37,814	37,366	
	那加保育所改築防音事業	4,454	2,122	
	前宮保育所改築防音事業	81,560	34,545	
	蘇原保育所改築防音事業	81,090	45,440	
	計	593,161	331,164	
	5 7	那加第三小学校講堂改築防音事業	174,597	92,814
		稲羽中学校講堂改築防音事業	4,145	2,393
蘇原中学校改造防音事業		5,765	2,301	
各務小学校併行防音事業		13,224	13,224	
蘇原第二小学校併行防音事業		11,649	11,649	
中央中学校併行防音事業		17,964	17,964	
那加保育所改築防音事業		176,390	92,861	
蘇原保育所改築防音事業		175,401	101,588	
計	579,135	334,794		
5 8	稲羽中学校講堂改築防音事業	202,347	104,328	
	蘇原中学校改造防音事業	205,888	51,244	
	陵南小学校併行防音事業	74,906	74,564	
	稲羽西小学校併行防音事業	8,839	8,806	
	蘇原南保育所改築防音事業	121,985	53,878	
	計	613,965	292,820	
5 9	蘇原中学校改造防音事業	160,720	69,269	
	各務保育所改築防音事業	196,413	76,410	
	計	357,133	145,679	
6 0	桜丘中学校併行防音事業	116,550	115,385	
	中央中学校併行防音事業	52,112	3,746	
	鶴沼中学校併行防音事業	20,911	3,946	
	更木保育所改築防音事業	5,182	2,793	
	計	194,755	125,870	

年度	事業名	事業費(千円)	補助金(千円)
6 1	八木山小学校併行防音事業	3,979	3,979
	鶴沼中学校改造防音事業	639,220	117,150
	那加中学校改造防音事業	11,832	3,740
	更木保育所改築防音事業	145,058	76,011
	鶴沼東保育所改築防音事業	7,616	3,786
	計	807,705	204,666
	6 2	鶴沼中学校改築防音事業	89,488
那加中学校改造防音事業		127,307	127,307
鶴沼東保育所改築防音事業		132,710	99,567
計		349,505	308,125
6 3	稲羽西小学校改造防音事業	5,680	5,680
	那加第二小学校内装復旧防音事業	9,336	7,000
	那加第三小学校内装復旧防音事業	7,069	5,301
	鶴沼第二小学校内装復旧防音事業	8,880	6,659
	各務小学校内装復旧防音事業	7,514	5,635
	稲羽東小学校内装復旧防音事業	6,279	4,708
	蘇原第二小学校内装復旧防音事業	8,551	6,412
	鶴沼中学校内装復旧防音事業	4,004	3,002
	蘇原西保育所内装復旧防音事業	2,375	1,780
	計	59,688	46,177
平成 元	稲羽西小学校改造防音事業	124,487	124,487
	那加第一小学校内装復旧防音事業	4,633	4,369
	鶴沼第一小学校内装復旧防音事業	7,254	5,441
	鶴沼第三小学校内装復旧防音事業	4,178	3,113
	中央小学校内装復旧防音事業	4,087	3,065
	那加中央保育所内装復旧防音事業	2,273	1,704
	鶴沼中保育所内装復旧防音事業	2,001	1,501
	計	148,913	143,680
	2	那加第一小学校改造・温度保持防音事業	93,431
稲羽西小学校温度保持防音事業		16,199	16,053
あさひ幼稚園内装復旧防音事業		2,533	1,900
ひばりが丘幼稚園内装復旧防音事業		1,633	1,225
中屋保育所内装復旧防音事業		3,281	2,461
前宮保育所内装復旧防音事業		2,202	1,652
鶴沼西保育所内装復旧防音事業		2,629	1,972
計		121,908	118,435

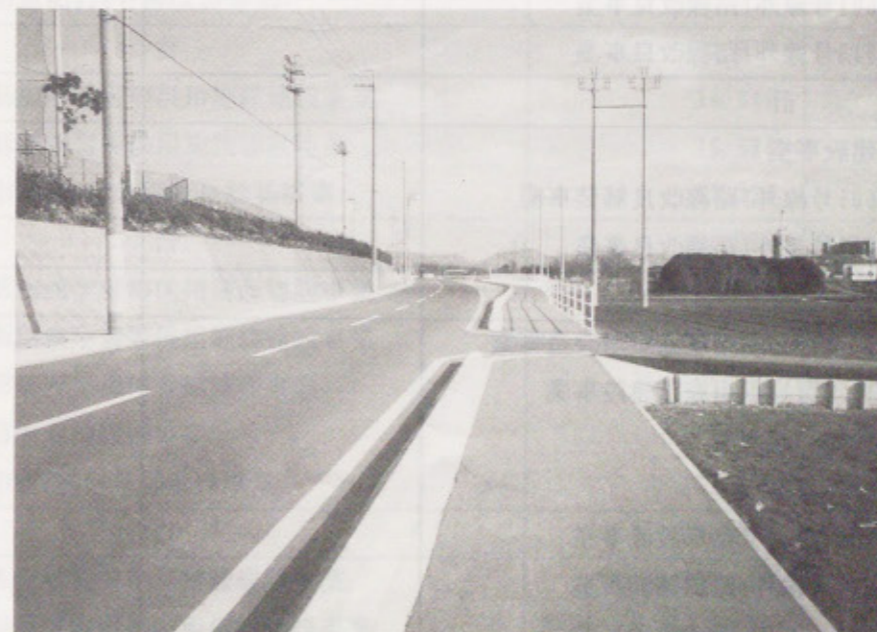
年度	事業名	事業費 (千円)	補助金 (千円)
3	那加第一小学校建具復旧防音事業	197,231	23,801
	那加第一小学校温度保持併行防音事業	15,196	15,196
	稲羽西小学校建具復旧防音事業	28,968	13,998
	稲羽西小学校建具復旧防音事業	27,702	27,702
	計	269,097	80,697
4	尾崎小学校改造防音事業	19,221	10,305
	那加中学校除湿機器復旧防音事業	5,433	2,155
	蘇原第一小学校内装復旧防音事業	8,509	6,379
	八木山小学校内装復旧防音事業	10,170	7,625
	蘇原中学校内装復旧防音事業	3,783	2,835
	稲羽中学校内装復旧防音事業	9,649	7,235
	中央中学校内装復旧防音事業	11,681	8,759
	計	68,446	45,293
5	尾崎小学校改造防音事業	153,572	109,038
	那加中学校除湿機器復旧防音事業	87,891	73,443
	蘇原幼稚園防音事業	3,100	3,100
	計	244,563	185,581
6	尾崎小学校改造防音事業	197,151	116,446
	蘇原幼稚園防音事業	107,644	61,863
	計	304,795	178,309
7	尾崎小学校改造防音事業	174,409	89,456
	計	174,409	89,456
8	尾崎小学校改造防音事業	71,909	59,822
	計	71,909	59,822

3 民生安定施設の助成 (法第8条)

防衛施設の設置または運用により、その周辺地域の住民の生活または事業活動が阻害される場合において、地方公共団体がその障害の緩和に資するため生活環境施設等を整備する場合、その費用の一部が補助されている。



大伊木大牧地区 学習等供用施設



市道各400号線改良事業

補助金の推移（8条関係）

年度	事業名	事業費 (円)	補助金 (円)
昭和			
42	衛生センターごみ処理施設設置事業		949
	計		949
43	衛生センターごみ処理施設設置事業		41,888
	那加学習等供用施設建設事業		14,200
	東部有線放送電話施設設置事業		9,893
	市道那601号線外1路線改良事業		338
	計		66,319
44	東部有線放送電話施設設置事業		25,360
	水槽付消防ポンプ自動車設置事業		1,590
	市道那601号線外1路線改良事業		12,275
	計		39,225
45	市庁舎建設事業		4,396
	蘇原有線放送電話施設設置事業		18,545
	市道那601号線外1路線改良舗装事業		38,623
	計		61,564
46	市庁舎建設事業		47,118
	蘇原有線放送電話施設設置事業		21,092
	市民プール設置事業		6,300
	防火水槽設置事業		1,500
	市道那601号線外1路線改良事業		15,389
	市道那813号線外1路線改良事業		56,322
	計		147,721
47	市庁舎建設事業		125,892
	市道那601号線外1路線改良舗装事業		20,364
	市道那813号線外1路線改良事業		79,996
	計		226,252
48	衛生センターし尿処理施設増改造事業		37,656
	稲羽中央学習等供用施設建設事業		22,700
	中央公民館建設事業		1,894
	防火水槽設置事業		2,080
	化学消防ポンプ自動車設置事業		3,440
	市道那601号線外1路線舗装事業		12,452
	市道那813号線外1路線改良事業		141,470
	計		221,692

年度	事業名	事業費 (円)	補助金 (円)
49	衛生センターし尿処理施設増改造事業		67,889
	鶴沼学習等供用施設建設事業		40,100
	鶴沼三ッ池学習等供用施設建設事業		24,800
	市道那813号線外1路線舗装事業		36,867
	計		169,656
50	特別集会施設建設（市民会館）事業	44,092	12,045
	中央公民館建設事業	162,712	34,705
	消防ポンプ自動車設置事業	10,600	4,220
	市道那813号線外1路線改良舗装事業	87,277	69,347
	計	304,681	120,317
51	特別集会施設建設（市民会館）事業	372,130	118,225
	中央公民館建設事業	277,266	106,975
	稲羽西学習等供用施設建設事業	45,218	34,700
	市道那813号線外1路線改良舗装事業	54,794	43,104
	市道稲804号線改良事業	9,367	7,493
	計	758,775	310,497
52	特別集会施設建設（市民会館）事業	368,301	117,013
	蘇原学習等供用施設建設事業	22,198	16,332
	消防庁舎防音事業	43,668	31,995
	防火水槽設置事業	7,040	4,640
	市道稲804号線改良事業	41,728	33,382
	計	482,935	203,362
53	那加西学習等供用施設建設事業	16,840	12,523
	蘇原学習等供用施設建設事業	46,628	43,077
	市道稲804号線改良舗装事業	67,320	53,856
	計	130,788	109,456
54	那加西学習等供用施設建設事業	40,910	26,677
	鶴沼東学習等供用施設建設事業	61,328	39,200
	那加西児童体育館建設事業	52,800	31,100
	防火水槽設置事業	9,639	5,744
	市道稲804号線改良事業	71,974	57,579
	計	236,651	160,300
55	各務学習等供用施設建設事業	28,151	16,531
	稲羽東学習等供用施設建設事業	3,081	1,211
	市道稲804号線道路改良事業	69,399	55,519
	計	100,631	73,261

年度	事業名	事業費(千円)	補助金(千円)
56	各務学習等供用施設建設事業	49,819	26,969
	稲羽東学習等供用施設建設事業	103,508	42,289
	那加南学習等供用施設建設事業	85,278	43,500
	稲羽地区児童体育館建設事業	67,134	34,500
	防火水槽設置事業	14,000	9,070
	消防自動車設置事業	8,580	5,720
	市道稲804号線道路改良舗装事業	56,695	43,524
	市道那503号線道路改良事業	3,352	2,681
計	388,366	208,253	
57	東消防庁舎改造防音事業	62,394	14,361
	総合体育館建設事業	583,662	266,140
	市道稲804号線改良事業	63,190	50,544
	市道那503号線改良事業	43,060	34,448
計	752,306	365,493	
58	総合体育館建設事業	553,415	114,060
	防火水槽設置事業	13,905	9,200
	市道稲804号線改良事業	25,955	20,764
	市道那503号線改良事業	36,545	29,236
計	629,820	173,260	
59	総合福祉会館建設事業(コミュニティセンター)	63,141	47,520
	総合福祉会館建設事業(健康センター)	65,501	45,671
	総合福祉会館建設事業(老人センター)	3,742	2,694
	鶴沼地区体育館建設事業	12,751	5,300
	市道稲804号線外2路線改良舗装事業	65,970	49,842
計	211,105	151,027	
60	総合福祉会館建設事業(コミュニティセンター)	142,765	71,280
	総合福祉会館建設事業(健康センター)	158,884	102,403
	総合福祉会館建設事業(老人センター)	135,453	87,106
	鶴沼地区体育館建設事業	94,049	44,600
	蘇原地区体育館建設事業	87,650	49,900
	防火水槽整備事業	15,739	10,161
	市道稲17号線外1路線改良事業	50,000	40,000
	計	684,540	405,450
61	鶴沼西部地区体育館建設事業	74,027	49,900
	市道稲17号線外1路線改良事業	63,250	50,600
計	137,277	100,500	

年度	事業名	事業費(千円)	補助金(千円)
62	屋外運動場設置助成事業	324,150	162,074
	市道稲17号線外1改良事業	62,745	50,196
	市道鶴824号線外1改良事業	23,587	17,690
計	410,482	229,960	
63	屋外運動場設置助成事業	334,459	204,457
	防火水槽設置事業	15,800	10,288
	市道稲17号線外1路線改良舗装事業	49,210	38,393
	市道鶴824号線外1路線改良舗装事業	38,300	28,725
計	437,769	281,863	
平成 元	松が丘地区学習等供用施設建設事業	68,936	47,300
	屋外運動場設置助成事業	270,019	135,009
	市道各400号線外5路線改良事業	26,853	20,139
	各務原市庁舎整備事業	52,809	15,696
計	418,617	218,144	
2	緑苑地区学習等供用施設建設事業	98,646	76,300
	各務原市庁舎整備事業	33,713	6,915
	各務原市商工業研修等施設整備事業	37,429	5,874
	屋外運動場設置助成事業	417,783	180,333
	防火水槽設置事業	19,055	10,720
	市道各400号線外5路線改良事業	29,913	22,434
計	636,539	302,576	
3	各務原市庁舎整備事業	591,749	131,482
	各務原市商工業研修等施設整備事業	179,086	111,606
	つつじが丘地区学習等供用施設建設事業	98,207	47,300
	屋外運動場設置助成事業	263,090	174,072
	市道各400号線外5路線改良事業	63,071	47,303
	はしご付消防ポンプ自動車購入事業	122,982	39,228
計	1,318,185	550,991	